

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中島哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



■11月20日 大飯3、4号機控訴審 第13回口頭弁論期日■

「弁論を終結します」控訴審が結審！

私たちは前日期日（7月5日）以降、8月20日、9月20日、10月20日と裁判所にアピールするための「包囲行動」を行ってきた。そして、この日・・・審理の継続を求める署名の追加分762筆を裁判所に提出（9月20日提出分との合計は3478筆）。また、敦賀・金沢間を往復する「控訴審バス」は応募者が60人を超え、バス2台をチャーター。石川県・富山県からも志賀原発差止訴訟に関わる多くの皆さんが応援に駆けつけてくださった。傍聴券を求める人々は220人を超えた。多くの支援者が裁判所の判断を見守った。

午後2時開廷。水戸喜世子さんの意見陳述、原告弁護団の力のもった準備書面等の説明、原告席に座った原告6人による審理継続の必死の訴え。だが、合議のための10分間の休廷後、内藤裁判長は新たな証人申請を却下。これに対して原告側代理人海渡弁護士が裁判体を忌避。裁判長はこの忌避を簡易却下し、審理終結宣言後、判決期日は追って指定すると言い残して法廷から出ようとする。「審理は尽くされていない！」「茶番だ！」「裁判長は逃げるな！」等々の叫び声を背に3人の裁判官は退廷した。

福井県では大飯3、4号機再稼働に向けて西川知事が11月27日に再稼働に同意し、来年1月には3号機、3月には4号機の再稼働が見込まれた。判決の時期はこれらとリンクするのかしないのか・・・などと妄想していたら、12月1日付の新聞各紙は、神戸製鋼所の製品データ改ざん問題に伴い、再稼働の2ヵ月延期を報じた。判決日はいつか、それまでに何ができるか・・・。とりあえずは、次頁からの報告をご一読ください。（編集子）



雨の中を入廷前の行進

■ 判決日は未定：分かり次第連絡します ■

大飯3/4 控訴審

第13回口頭弁論期日の概要

<以下、「期日の概要」は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士のメモに依拠しています>

▼裁判長 一審原告は控訴審第34準備書面、第35準備書面、第36準備書面、第37準備書面、第38準備書面、第39準備書面、第40準備書面、第41準備書面、第42準備書面をそれぞれ陳述ですね。

▼笠原 はい。

▼裁判長 一審被告は準備書面(38)、準備書面(39)、準備書面(40)をそれぞれ陳述ですね。

▼被告 はい。

▼裁判長 一審原告は甲488から甲580を提出ですね。

▼笠原 はい。

▼裁判長 一審被告は乙269から乙283を提出ですね。

▼被告 はい。

▼裁判長 一審原告からは山元氏、石井氏の証人申請がありました。これについては、一審原告の意見陳述を聞いたうえで合議して判断したいと思います。

・水戸喜世子さん意見陳述(水戸巖さんと「原発は滅びゆく恐竜である」について)

・笠原意見陳述(山元氏・石井氏尋問の必要性)

・甫守弁護士意見陳述(基準地震動について、関電の設定方法は規制基準にも反していること等)

・山本雅彦さん意見陳述(大飯原発の地盤に関する文書提出の必要性)

・島田弁護士意見陳述(証拠却下決定への異議と、さらなる尋問の必要性。最後に「山元氏・石井氏のいずれかの証人採用がなければ忌避申し立

てをします)。

▼裁判長 検討いたします。原告の方からご意見はありませんか。

▼中嶋哲演さん 島崎氏を採用頂いたことは評価し、感謝いたします。内藤裁判長ご自身が、基準地震動について重視される中、採用頂いたことへの感謝への気持ちは変わりません。しかし、この証言を得て、いよいよ安全問題についての議論を深めようとするときに他の証人を拒否したのは残念です。他の証人についてもぜひ実施して頂きたい。書証は出ましたが、最も重要であり、正念場と言えるのは生きた証人です。ご存じのとおり、原判決の眼目「かような事態を招く具体的危険性が万が一にでもあるのか」、原判決はこういう自覚に基づいて出された判決で、4か所にわたって「万が一」とあります。これは、「仮定」ではないと思います。現実起こったチェルノブイリ、福島、これは仮定ではなく既定の事実です。今、大地動乱の時代と、我が国を代表する地震学者の石橋克彦氏は述べています。ぜひ、こうした証人の話に耳を傾けて頂きたい。

▼東山幸弘さん 審理を続行して頂くことを強く求めます。

▼嶋田千恵子さん 絶対間違いがあってはならない裁判ですので、十分な審理を求めます。審理を尽くされずに終結し、判決を出してしまうことはあってはなりません。

▼水戸喜世子さん 水戸巖が精魂を傾けた東海原発で、きちんと止めていたら福島の被害はなかったと思います。私も仲間たちも、まだ納得ができていません。中身を知りたいと思っています。

▼林広員さん 福島の惨事を見た後で、司法の責任を放棄してはならないと思っています。

▼山本雅彦さん 関西電力には今も友人がいます。事故のことは彼らも心配しています。「何かあったら命はないものとあきらめている」とも言っています。現在、電力が足りていることは明らか

かになっています。いったい関西電力にとっても、原発を動かす必要はあるのでしょうか。地域の人々の本当の声に耳を傾けてください。

▼裁判長 合議のため休廷します。3時50分に再開します。

【休廷】

▼裁判長 証人申請はいずれも却下します。

▼海渡弁護士 内藤正之裁判官、鳥飼晃嗣裁判官、能登謙太郎裁判官の忌避を申し立てます。山元氏は政府の特殊法人の総括研究主幹、石井氏は物理探査学会の会長を複数回務めた、中立性の高い公正な証人です。このような証人についてなぜ採用しないという判断がありうるのか。

大阪高裁2017年3月28日決定は、「関西電力は地盤の詳細な情報を得た」とありますが、これは明らかに誤りです。そして、これが誤りかどうかを判断するには、石井氏の話が不可欠です。また、火山灰については7月19日に規制委員会が新決定を出しました。福岡地裁でやっている火山灰を争点にした行政訴訟では、むしろ裁判所が参考値の適合性審査を待ちたいと言っています。果たして山元氏なしで判断できるのでしょうか。

私がかかわった2003年1月27日のもんじゅ控訴審判決は、この名古屋高裁金沢支部で川崎裁判長がもんじゅの設置許可無効確認を言い渡したものです。この判決は最高裁によって覆されてしまいましたが、昨年12月、もんじゅはついに廃炉となりました。どちらが正しかったかは歴史が証明しました。改めて、判断に必要な資料と情報を強く求めます。

▼裁判長 2度目の忌避申し立てですので、これは明らかに訴訟の遅延のための濫用的な申立てであり、却下いたします。判決期日は追って指定します。
(END)

原告意見陳述

「原発は滅びゆく恐竜である」

原告 水戸喜世子さん



水戸巖の著作・講演録『原発は滅びゆく恐竜である』、この本です。

これは専門家の間では、光栄にも予言の書として読んでいただいています。弁護団からこの本と、そこから抜

き出した一部分を準備書面として、法廷に出していただき、その上、原告の一人である私に陳述の機会をいただきましたことを、水戸巖と共に心から感謝申し上げます。

水戸巖を紹介いたします

水戸も私も1930年代の生まれです。原子爆弾が広島・長崎の街の上に落とされ、無辜の市民が熱線と放射線で一瞬にして虫けらのように殺されていった悲惨な現実を身近に経験してきています。信じがたいような凄惨な殺戮に手を貸したのが、マンハッタン計画に参加した科学者でした。科学者の協力が無かったら「広島・長崎」は無かったし、その後の核実験や核兵器、原発事故に伴うおびただしい放射線被害を地球上に生み出すこともなかったのです。731部隊をはじめ加害者でもあった日本の科学者は、1949年1月に日本学術会議を創設して、「戦争を目的とする科学の研究には絶対対わない」という固い決意を表明しました。更に1952年10月の日本学術会議第13回総会で、原子力研究と原子核研究を明確に区別して、「基礎科学としての原子核研究は推進するが、応用科学としての原子力研究は、現政府のもとでは、いな、平和な世界が実現するまでは、着手しない、それが唯一の被爆国日本の取るべき道である」という見解を多数意見として記録いたしました。

た。これは「科学者の現代史」188 ページに書いてあります。

水戸巖はその前年 1951 年に、学術会議の申し子のように東京大学物理学科に入学し、やがて素粒子論グループの若き研究者として宇宙線研究グループに迎えてもらいました。近年の学術会議は、原発推進に手を貸したり、今も、放射線被害を巡って国の宣伝役を担うという情けない現状にあります。水戸の原点は初期の学術会議の理念と共にありましたから、「核」(核の中には原発もそこに入っています)

「核」で再び人を傷つけないのはもちろんのこと、日々の暮らしに密着した科学の時代になることを望んで、研究生を送ってまいりました。(写真は水戸巖氏。1960年代の日本物理学会にて)



原発を警戒して現地調査を続ける

日本に原発が導入されることになってからは警戒心を持って、新しい海外の論文を読んで勉強しておりました。青森の六ヶ所の漁協や福島漁協など、ひとたび事故が起きれば真っ先に被害を受ける原発現地の人々に専門家としての知識を伝えることに一生懸命でした。原発立地地の松葉の新芽を定期的に採取して、原発が排出している放射線量を厳密に測定する作業を手抜きすることなく、学生を連れて継続しました。これは今も、教え子の河野益近さんによって引き継がれています。

福島の請戸漁港の若い漁師さんや水産学者と福島原発の排水口を測定してホッキ貝からストロンチウムを検出したのは大変衝撃でした。「魚が売れなくなる」という一部漁師さんの不安を説得しきれずに、

原発を止める原動力に結びつけられませんでした。専門家としての力不足で、福島の苦悩を見るにつけ本当に申し訳なく思います。事故を未然に防げなかった、何のための科学者でしょうか。

東海原発訴訟、「専門家」に頼る司法

もうひとつ、水戸巖が証人に立ち全力で取り組んだものに、東海原発訴訟があります。彼はこのように振り返っています。「この判決は本当に奇妙です。よく読むと原子炉は危険であると書いてあるのです。絶対事故が起きないなんてことはありえない。しかし専門家がその確率は十分に小さくて無視できると言っているから、無視できるのだ。原告の主張は大変もつともだが、国の専門家の言うことを覆すほど、まだ説得力がないのだから、それはおいておきましょう」「そういうことを個々の問題についてやった上で、事故の確率は社会的に無視できるほど小さい」という判決を手にしたのでした。

東海原発訴訟判決の結論は 1992 年の伊方原発訴訟・最高裁判決に色濃く反映しています。「国の専門家が言うのだから」と異論は事実調べもせずに切り捨てる。裁判所はお墨付きのある学者の言説に依拠するという、およそ裁判の名に値しない決定が原発裁判においては横行したのです。伊方にしろ東海にしろ、住民側の主張をごくごくあたりまえに、裁判所が聞く耳を持っていたら、福島の事故は防ぐことができたのです。審理を尽くさなかったこと、安易な思い込みが司法のかじ取りをくるわせ、「豊かな国富」と真逆の方向に国民を導いてしまったことの反省を、水戸が関わった東海原発訴訟の一つをとっても、厳しく糾弾されなければなりません。

福島は今なお、津波、地震だけにとどまらず事故の全体像が解明されず、そのうえ、除染、汚染水、汚染廃棄物の処理は困難を極めています。どれ一つをとっても解決の糸口が見つからない中で、従来の「学界の通説」が原発に対してはもはやどこにも無いことが証明されたと言わざるをえません。原発とは、グリム童話に出てくるような魔女が招き入れる

乗りにしたのにワイヤーの太さを変えなくてもいいのですか」という意味の質問をされました。素人判断でも、これまで地震学会も地震予知連も、一度として正しく地震を予知したことはないのですから、1260ガル以上の地震は絶対に起きないと誰が言いえますか。その確率がいくら低くとも、ゼロでない限りは起きうるということです。

樋口裁判長はまやかしの安全余裕も見逃しませんでした。「死の灰を満杯にはらんだ原発だからこそ、安全余裕は勘定に入れてはいけない」という思想です。そもそも安全余裕という表現がまぎらわしいのです。材質だとか避けられない設計上の必要最低限含まれねばならない糊代（のりしろ）のことです。

二つ目の感動は「たかが電気のために経済性を優先して、日々の暮らしを含めた命を犠牲にしてはならない」とする日本国憲法の価値観です。便利さばかりを追い求める私自身の生活態度まで、教え諭されたように思いました。

一審判決は世界で読まれています

3.11以前、完全に失っていた司法への信頼を再び繋ぎとめてくれたのが樋口判決でした。価値観を全く同じくするこの「恐竜」の本を裁判所あて心を込めた礼状と共にお送りしたのはもちろんですが、世界中の人にこの判決を知らせたくて、友人たちと英語、中国語、韓国語に翻訳して海外に発信しました。それは《世界が読みたい判決文 福井地裁「原発より、命と暮らし」市民ら英・中・韓に翻訳》という見出しで2014年7月13日の朝日新聞に写真入りで大きく報道されました。その後、日本同様の地震国にもかかわらず日本が原発輸出を進めようとするトルコの言葉、また日本同様の人口密集地帯にもかかわらず日本が原発輸出を進めようとしていたベトナムの言葉（ベトナムの人々はその後、原発を中止する決断をしました）、そして、チェルノブイリの悲劇を経験したウクライナの言葉など、多くの言語に翻訳されたと聞いています。アジアでも脱原発は大きな流れになっています。

世界の変革を願う人の注目と期待を一身に背負っているのがこの裁判です。今や司法こそが原発の危険性から人の命を守る最後の砦です。ゆめゆめ後世に悔いを残さぬように人知を尽くした審理を心から願って、私の陳述を終わります。

代理人等意見陳述

（以下、文責は法廷メモや準備書面等に基づいて再構成した編集子にあります。「である」「ですます」の混在はご容赦を！）

新たな証人尋問の必要性

笠原弁護士

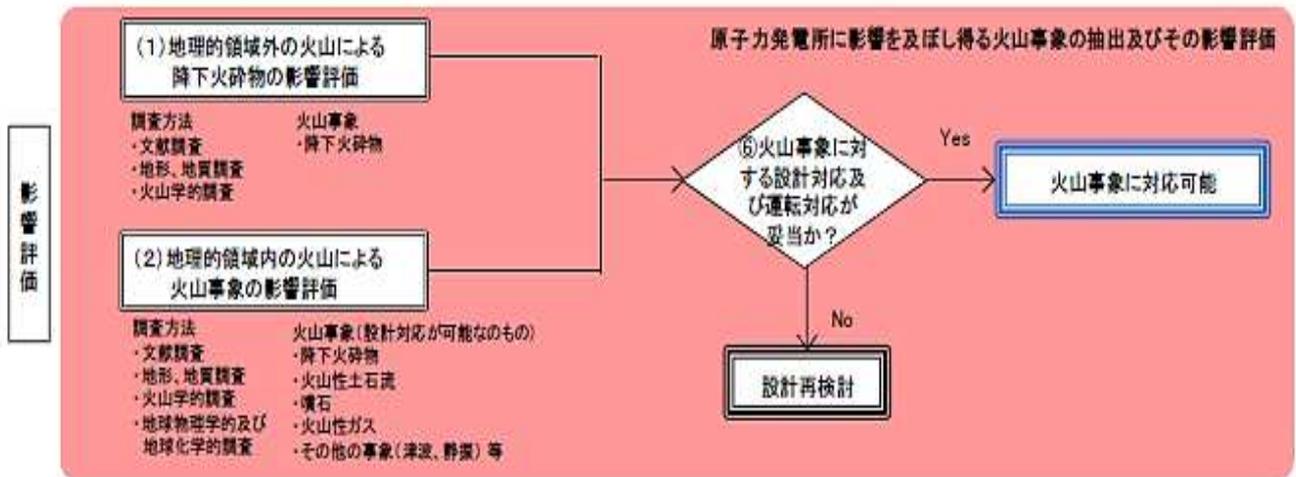
■山元孝広氏証人尋問の必要性■

火山灰が非常用ディーゼル発電機の外気取り入れ口に設置されているフィルタに侵入すると、フィルタが閉塞して、全交流電源喪失という事態も起こり得る。火山灰の侵入によっても機能維持が十分可能なように設計されなければならない。

原子力発電における火山の影響評価は、原子力規制委員会の定める「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づいて行われる。評価には大きく分けて、「立地評価」と「影響評価」があるが、次頁の図は後者の「影響評価」のフローチャートである。看過し難い過誤・欠落が認められるのはこの中の「地理的領域外の火山による降下火砕物」及び「火山事象に対する設計対応・運転対応判断」の部分である。

一審被告は、須藤ほか（2007）「わが国の降下火山灰データベース作成」及び津久井雅志（1984）「大山火山の地質」などの文献を基に、大山火山について、「40万年前以降、最も規模の大きな噴火は、大山倉吉テフラであったが、…次の大山倉吉テフラ規模の噴火までには、十分時間的な余裕があると考えられ、発電所運用期間にこの規模の噴火の可能性は十分低い」と判断している。

しかしながら今年になって、（国立研究開発法人）産業技術総合研究所の活断層・火山研究部門の総括



研究主幹である山元孝広氏が、これらの評価には修正を要する重大な問題が含まれていることを指摘(山元(2017))。結果的に、一審被告の評価は大幅に過小評価となっていることが分かってきた。

また今年(2017年)7月19日に開催された原子力規制委員会の第25回会議において、降下火砕物の影響評価に関して、大気中濃度の想定を従来の 3 mg/m^3 から数 g/m^3 へと、100倍前後引き上げる方向で見直しすることが了承された。ちなみに現在、事業者は大飯3、4号機については、 1.1 g/m^3 を限界濃度としている。この限界濃度とは、現状設備においてディーゼル発電機を交互に切り替え、フィルタ取替・清掃することによって対応可能な限界濃度のことである。これを超えた場合、本件原発の安全性が確保できないということになる。

さらにディーゼル発電機は2系統維持が基本だが、この方法では規制違反となる。

にもかかわらず、一審被告は必要な対策は取られていると主張しており、さらなる審理の充実のためには山元氏の証人尋問によって真実を明らかにすることが不可欠である。

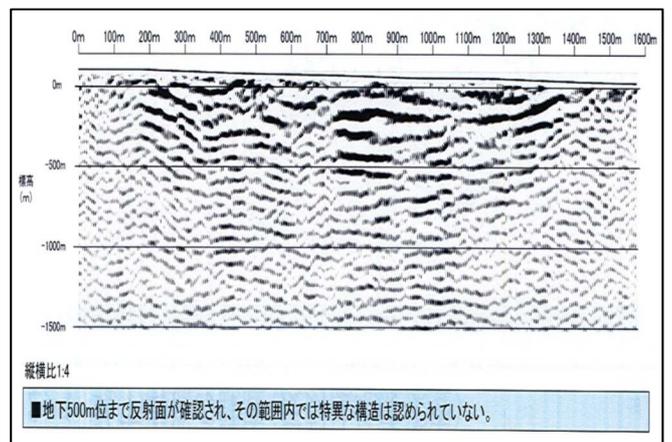
■石井吉徳氏証人尋問の必要性■

一審被告は、本件原発の基準地震動の策定にあたり、地盤の増幅特性を評価するために地下地質構造の調査を行い、浅部地盤については、PS検層、試掘坑弾性波探査、反射法地震探査の各調査を実施し、その結果、PS検層、試掘坑弾性波探査により敷地浅

部に硬質な地盤が広がっていることを確認し、反射法地震探査によって、地層の極端な起伏等の地震の伝播に影響を与えるような特異な構造が認められないことを確認した、としている。

だが、元京都大学防災研究所助教授の赤松純平氏によれば、同調査の結果を解析して得られた深度断面の図(下図)においては、横方向に広がる反射の層は水平ではなく、連続性に欠けていて回折波(編注:「かいせつは」と読む。地層内の断層や褶曲などを示唆していると考えられる。)が見られるという。

また、東京大学名誉教授であり、元物理探査学会会長である石井吉徳氏は、一審被告の平成27年1月付け「大飯発電所の基準地震動調査について」(乙49)において提出された分析結果について「特異な構造は認められない」どころか「特異な構造」だらけで、深度断面の図に見られるでこぼこや曲がりく



ねった形状、そして多数の回折波の存在は、複雑な地下地質構造の証拠であり、異常がある典型であると述べている。

以上より、一審被告による本件原発敷地の反射法地震探査の結果の評価は、物理探査学の専門家による評価とは思われない初歩的な誤りを犯しており、科学的な評価とは到底言い難い。

一審被告は、本件原発については震源特性、伝播特性及びサイト特性に問題がないことを確認しており、基準地震動を超える地震に見舞われることはない、と繰り返し主張してきている。

しかし、上記赤松純平氏の指摘に加えて物理探査学界の泰斗というべき石井吉徳氏によって一審被告の地盤調査に重大な欠陥があることが明らかになった今、一審被告の上記安全性に関する主張は根底から覆されているといえる。このことについて詳細を明らかにするには同氏の尋問が不可欠である。

基準地震動の過小評価について

(若干の補足説明)

甫守弁護士

■地震の予測には限界がある■

地震は、複雑系の問題で、実験ができない上、低頻度で過去のデータが少ないという『三重苦』のために、地震の科学には十分な予測の力はない

予測の結果には非常に大きな誤差が伴う。原発のように危険なものを科学だけで審査できると考えたのは間違いだった。

一番安全側に考えれば、日本のように地殻変動の激しいところで原発を安定的に運転することは、土台無理だったという感じがします。

岩波書店『科学』2012年1月号

岡田義光 防災科理事 2

極めてまれに襲来する可能性のある最大の地震、あるいは地震動を科学的に間違いなく予測することができる方法は存在しません。

『科学』2012年1月号の鼎談で、東京大学地震研究所の瀬藤一起先生、防災科学研究所の岡田義光理事長が、それぞれ述べていますが、「日本で耐震安全性をつきつめると原子力発電をやることは、そもそ

も無理だ」ということです。

■原判決の判示「最大に備えよ」■

我が国の地震学会においてこのような（注：1260ガルを超える揺れをもたらすような）規模の地震の発生を一度も予測できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立場や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではない上に正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるを得ない。

...大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。

福井地裁の裁判官は、現在の地震の科学における地震動予測の限界について、きちんと理解されている

事情聴取書

原発のように真に重要なものは、日本最大が世界最大に備えてもらうしかない。

瀬藤一起教授 3

「正確な記録」が有るのは、せいぜい20年ぐらい前からです。原判決（福井地裁判決）は今日の地震学の知見から見て全く正しいわけです。

瀬藤先生は、「原発のように真に重要なものは、日本最大か世界最大に備えてもらうしかない」(＝それしか基準がないからだ)とおっしゃっています。これが今日の地震学の最高水準です。

こんな話をするのは、控訴審になって、入倉・三宅式であるとか「レシピ」の関係など、いろいろ申し上げてきたのは、地震についての予測の限界を本当に真摯に考えていただけるのであれば、本来は全く不要な話だということをお願いしたいわけです。

ただ、あくまでもそのような見解がある中で、あえて原発の安全性を評価しなければならないのだとしたら、科学的根拠のある提案に対しては謙虚に受け止めましょう。「レシピ」というのは「原発の基準」ではない一般防災用の基準です、これは最低限のものとして当然クリアしないとイケないのです。

■「レシピ」の(イ)と(ア)のお話■

甲422 H28.12.9修正 地震本部「レシピ」

ここに示すのは、最新の知見に基づき最もあり得る地震と強震動を評価するための方法論であるが、断層とそこで将来生じる地震およびそれによってもたらされる強震動に関して得られた知見は未だ十分とは言えないことから、特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合には、その点に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定することが望ましい。

修正前 (4) 地表の活断層の情報をもとに簡便化した方法で震源断層を推定する場合

修正後 (4) 長期評価された地表の活断層長さ等から地震規模を設定し震源断層モデルを設定する場合

修正前 (7) 過去の地震記録などに基づき震源断層を推定する場合や詳細な調査結果に基づき震源断層を推定する場合

修正後 (7) 過去の地震記録や調査結果などの諸知見を吟味・判断して震源断層モデルを設定する場合

注：活断層で発生する地震の震源断層パラメータ設定の全体の流れ

何度もお示しした図です。左側が松田式を使う(イ)の方法、右が入倉・三宅式によって地震モーメントを推定する方法です。2016年12月修正の後は、活断層調査から地震モーメントを求める場合は(イ)、過去の地震記録と観測記録が有る場合は(ア)と明確に分かるようになりました。これを今まで、「詳細な調査さえすれば(ア)が使えるんだ」というふうに誤解されていたから、「レシピ」は12月9日に異例の修正を行ったのです。関電さんは未だに、「ちょっとタイトルが変わっただけだ」と言っているのですが、何でわざわざタイトルを変えなければいけなかったのか、そこを分かっていたいただきたいです。

■関電さん、「レシピ」違反です■

何でそういうことになったのか、情報開示請求をしたら、いろいろと分かりました。

- ・地震本部強震動評価部会で瀨瀨一起部会長が熊本地震を踏まえた発表「(ア)はうまくいかない」「(ア)より... (イ)の方が安定的である可能性が高い」
- ・「レシピ」の一部記述表現について(案)2016.09.14 地震本部事務局【参考メモ】

方法としての「詳細さ」と結果としての「信頼性」は必ずしも一致しない。仮に(ア)を用いる場合であっても、併せて(イ)の結果も照合して検討することが必要...

関電さん「詳細な調査をしたから(ア)だけで良いんだ」と(イ)の評価結果を求めようとしなのは「レシピ」違反、「審査ガイド」違反です。

規制庁は最近、記者会見での小林総括官発言ですが、「いろいろな面で保守的な評価をしているという

ことで...問題ないというふうに判断...」とおっしゃっています。この見解は、島崎さんのこの法廷での証言「そんな審査はしていません」で否定されています。

■原発に有利な「レシピ」修正もあった!?■

(編注: 箇条書き。詳しくは「裁判の会」HP 控訴審「第13回口頭弁論」で甫守弁護士「プレゼン PDF」や「第40準備書面」P26~P63にて)

- ・思いあまって...? ←関電は基準津波の策定には同じ断層長を武村式に代入している
- ・暫定値についてのレシピ修正に関電の影 ←H28.12修正で「暫定値」使用を緩めた箇所
- ・背景が少し分かる H28年夏のメールやりとり (開示された資料) ←ある委員が「原子力関係での使い方に困る」と発信したことから始まる
- ・実際の「レシピ」運用 (地震本部) 全国地震動予測地図 (2017)「菊川断層帯北部区間+中部区間」 ←長い断層だが「暫定値」を使っていない
- ・宮腰、入倉、釜江 (2015) 論文 ←(ア)を補強する論文だが、これの「表3」などを見ても「暫定値」(22%と3.1MPa)は観測記録との整合性が確認されていると言ひ難い
- ・基準地震動のあり方とは ←新規制基準には様々な知見の考慮が必要とちゃんと書いてある

■おわりに 島崎さんインタビューから■

(朝日新聞7月1日)



「想定が小さければ耐震費用を抑えられる。安全文化に対する会社の体質の問題でしょう。」「自然に対する謙虚さが薄いのかもかもしれません。あの津波で学んだはずでしたが、いまだ変わっていない人もいます。」

最初に申し上げましたが、「レシピ」は最低限の規則です。最近の前橋地裁、千葉地裁、福島地裁で損

害賠償関連の判決が出されていますが、「長期評価に基づく津波というのは当然に予見可能性がある」という判断になっています。なんで、長期評価に基づく津波に予見可能性があるのか。それは、地震本部が出したからです。「レシピ」の修正も地震本部がやっているわけです。地震本部が「レシピ」をふまえた、その地震動というのは、当然に予見可能性があるということになります。まして、島崎さんはこの金沢まで来ていただいて証言いただきました。もし今後、大きな地震が来て大飯原発が重大事故になったら、それは、関西電力や規制委員会だけの責任じゃない、この裁判所も共犯になる可能性が有る、そういうことをしっかり考えて裁判に臨んでいただきたいと考えます。

「生データ・元データ」の提出を！

原告：山本雅彦さん

内藤裁判長が「裁判の最重点争点」と指摘された大飯原発の「基準地震動 856 ガル」の策定が適正になされたか否かについて解明されないまま結審がなされることは、決してあってはなりません。一審被告の関電は、「基準地震動の策定は適正に行われた」と主張しますが、結論ないし計算結果を示すのみで、地盤・地質・地下構図調査の「生データ・元データ」を提出しておらず、よって、関電の主張の可否の検討は不可能です。判決を書く上でも、地盤・地質・地下構図調査の「生データ・元データ」は、提出が命じられるべきです。

■必要な調査を回避した疑い■

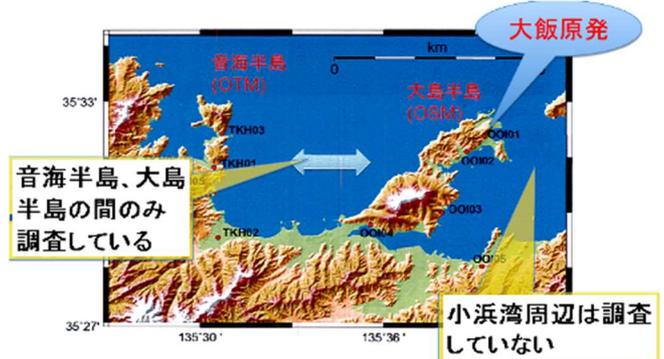
関電は、基準地震動を策定するに当たって、FO-A～FO-B～熊川断層が連動して動く場合を仮定しています。関電は、なぜか想定される震源域とは反対方向の音海半島にだけ観測点を設定し、あえて必要な地盤の調査を回避したような調査方法を取っています。

しかも、有識者会合が指摘した想定震源域付近の「傾動」「ひずみ」「隆起・沈降」などの現状を踏まえた原発敷地周辺の地下構造調査（海陸統合の構造

2.1 地下構造の調査(地震波干渉法)

23

■大飯・高浜発電所周辺で7月末より12月末まで実施した地表面地震観測で得られた常時微動記録を用いて、地震波干渉法による深部地下構造の評価を行う。



調査)は見送られたままです。

■新規規制基準「活断層の直上に重要構造物を建ててはならない」■

この視点で F-6 断層（破碎帯）やその後に発見された新 F-6 断層、そして台場浜海岸東部の断層を見ると「活断層」の可能性が有ります。後に、この台場浜の断層は、私たちの調査で「活断層」と判明し、すでに証拠として本裁判に提出しています。

また、規制委・有識者会合は「敷地南側」に 300 メートルのトレンチを掘るよう要求しましたが、関電は、「70 メートルのトレンチを掘れば、その掘削口の真真中に F-6 が出てくる」と主張し、規制委員会の要求を拒否しました。その後、「敷地南側」の掘削口の東側の端に破碎帯が出現し、関電はこれを新 F-6 と呼んでいます。多くの委員から疑問の声が出ていたにもかかわらず掘削を終了してしまいました。しかし、300 メートル掘っていれば、新たな断層が見つかった可能性が大きいです。





敷地内活断層について、関電が提出すべき「生データ・元データ」は以下のとおりです。

- ・原発敷地に関し実施されたとされる PS 検層、試掘坑弾性波検査、反射波地震探査、微動アレイ、地震波干渉法、それぞれの結果を示すデータ、取りまとめた図等を解析した結果を示す根拠となるもの
- ・原発敷地周辺の海岸地域の地殻変動について関電が調査、評価を行ったもの
- ・上記地域の 12~13 万年以降の地殻変動に関する解釈を記した関電作成の文書

■上林川断層帯■

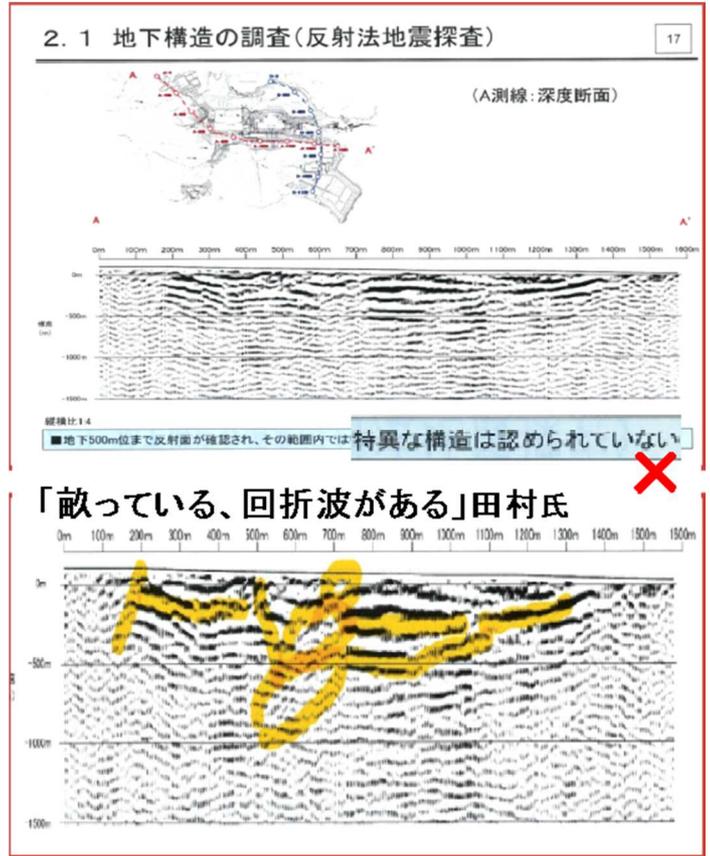
大飯原発敷地周辺まで延びていることを否定できません。関電と(株)ダイヤコンサルタントが、上林川断層について調査、評価を行った全ての「生データ・元データ」の提出が決定的に重要です。

■現に提出しているデータの問題点■

第 40 準備書面で指摘したとおり、関電が現に提出しているデータからでも、赤松純平・元京大准教授や田村八洲夫先生が指摘したとおり、問題点がいくつも噴き出しています。

赤松氏の指摘「関電の地盤モデルでは深度 3km か

ら地震発生層が始まっている」(本頁左下の図参照) 田村氏の指摘「関電が『特異な構造はみとめられていない』とした反射法地震探査の画像、うねりや回折波が読み取れる」。下図参照。



■安全性が判断できる審理を！■

第 6 回口頭弁論で、関電は、規制委員会に対しても「生データ・元データ」を提出せず、解析結果や解析図、解析方法を示して説明しているに過ぎないことが明らかにされました。

関電が提出した資料だけでは、解析方法、解析結果、解析図に誤りがあった場合、さらに誤った結果から必要な調査の見落としがあった場合、安全性を判断することができません。これらの「生データ・元データ」の審理抜きに結審されることになれば、審理が不十分であると評価されるのは当然です。

No	P波速度 (km/s)	S波速度 (km/s)	密度 (g/cm ³)	層厚 (km)	上面深度 (km)
1	2.0	0.5	2.07	0.05	0.00
2	4.2	2.2	2.7	0.04	0.05
3	4.6	2.5	2.7	0.22	0.09
4	4.7	2.6	2.7	0.25	0.31
5	4.9	2.7	2.7	0.06	0.56
6	5.0	2.8	2.7	0.20	0.62
7	5.1	2.9	2.7	0.11	0.82
8	5.3	3.0	2.7	0.17	0.93
9	5.4	3.1	2.7	0.36	1.10
10	5.5	3.2	2.7	1.84	1.46
11	5.6	3.3	2.7	0.46	3.30
12	5.8	3.4	2.7	0.59	3.76
13	5.9	3.5	2.7	0.24	4.35
14	6.0	3.6	2.7	-	4.59

No	P波速度 (km/s)	S波速度 (km/s)	密度 (g/cm ³)	層厚 (km)	上面深度 (km)
1	4.2	2.2	2.7	0.04	0.00
2、2'	4.6	2.5	2.7	0.22	0.04
3	4.7	2.6	2.7	0.25	0.26
4	4.9	2.7	2.7	0.06	0.51
5	5.0	2.8	2.7	0.20	0.57
6	5.1	2.9	2.7	0.11	0.77
7	5.3	3.0	2.7	0.17	0.88
8	5.4	3.1	2.7	0.36	1.05
9	5.5	3.2	2.7	1.59	1.41
10	6.0	3.6	2.7	-	3.00

地震発生層 P波速度5.8km/s以上

このままでの弁論終結は許されない！

島田弁護士（弁護団長）

■主張・立証は不十分■

今年4月24日に行われた島崎邦彦氏の証人尋問によって、いくつかの問題が新たに提起されているが、これらの問題に関連する証人尋問を裁判所は採用しなかった。

今回、一審原告らは、元物理探査学会会長で物理探査の第一人者である石井吉徳氏の証人尋問を申請している。同氏との面談の中で、同氏が物理探査の手法に精通しており、一審被告らの断層調査・地盤調査の不充分さや調査結果の評価の誤りを示す重要な科学的知見を有する証人であることが判明したことから、一審原告らはその面談結果に基づいて控訴審第35準備書面を提出したが、その内容を証明するためには、同氏の証人尋問が必要不可欠である。

上記地質調査の専門家である証人のいずれをも採用しないという訴訟指揮が、仮に万が一なされるとすれば、それは本件訴訟の最も重要な争点の1つについて、一審原告らから最も重要な攻撃防御手段を奪い、ひいては一審原告らの公正な裁判を受ける権利を侵害する、不当な訴訟指揮といわざるを得ない。また、伊方最高裁判決が求める、調査審議の過程に過誤欠落がないかに関する科学的検証を事実上放棄する点において、同判例の趣旨に真っ向から反する暴挙といえる。

もともと原発訴訟においては、証拠資料が電力事業者に偏在しており、そのために伊方原発訴訟の最高裁をはじめとする様々な訴訟において、裁判所は、主張立証責任の分配を工夫するなどしながら、立証上著しい困難を抱える住民側に配慮した訴訟運営を工夫してきた。

一審原告らの重要な攻撃防御方法を奪い、重要な争点に関する証人尋問を拒否するなどという訴訟指揮は、こうした伊方最高裁以来の裁判所の努力にも逆行するものであり、国民の裁判所に対する信頼を著しく失墜させる行為である。

したがって、一審原告は、最低一人は地質調査の

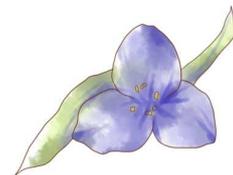
専門家の証人尋問を行うべく、石井氏を証人として採用されるよう、改めて強く求めるものである。

■大阪高裁決定の問題点■

次に、昨年（2016年）3月9日の大津地裁がした高浜原発3、4号機の運転禁止決定を取り消し、債権者住民らの申立てを却下する旨の決定をした大阪高裁決定の問題点について述べる。

この決定は、極めて不当な決定であり、貴裁判所におかれては、大阪高裁裁判官のような轍を踏むことのないよう、切望する次第である。

以下説明する。まず、本件決定の文面のどこからも、福島原発事故を招いた司法の責任の自覚を感じ取ることができない。また、原発の再稼働に反対する圧倒的な世論と市民の不安を置き去りにして政府が原発再稼働路線に突き進んでいるという政治状況の下で司法が果たすべき役割についての自覚もまた感じることができない。立証責任論は、福島原発事故前の最悪のものに依拠しており、判断内容は、ほとんどが一審被告の主張と原子力規制委員会が作成した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙113号証、以下「考え方」という。）の引き写しであり、裁判所自らが真摯に検討した形跡がうかがえない。また、重要ないくつかの点において、故意か過失か、債権者住民らの主張を無視し、検討の俎上にすら乗せていない。そして、何よりも指摘しなければならないことは、400頁を超える本件決定文中に、福島原発事故の被害に関する事実認定や言及が全く存在しないということである。福島原発事故を経験した今の時代に原発差止訴訟に関わる裁判所としては、福島原発事故のような事態を二度と起こしてはならないという覚悟をもって審理判断すべきことは社会的・歴史的要請であるといふべきであり、その要請を果たすためには、福島原発事故被害についての事実認定は欠かすことができないはずである。



このような、あたかも福島原発事故などなかったかのような、著しく司法の責任の自覚が欠落し、露骨に行政追隨の姿勢を示した判断が、仮に高裁レベルで繰り返されるなら、国民の司法に対する信頼は地に落ちることになるだろう。

高浜原発3・4号機仮処分 大阪高裁決定

・過去の多数の地震の『標準的・平均的な姿』よりも大きくなるような地域性が存する可能性を示すデータが存在するとは認められない。

「関電が調査していないからでしょう！」(編集子)

記者会見&報告集会

(閉廷後、午後4時10分より金沢弁護士会館にて。記者会見の司会進行は鹿島弁護士)

◆原告団長挨拶：中寫哲演さん

皆さん、ご苦労さまです。法廷・傍聴席に出たいただいた方はご存知ですが、残ってこちらで待機していただいていた皆さんにどのように報告できるか、今、私は言葉を失っています。あとで、弁護団の先生方から法廷の経過・問題点についてご報告をきちっとしていただきます。

そうですね。今日の裁判長の言動を一口で表現させてもらうならば、『関西電力のサーバント』かな...と。その意味は、あとで弁護士先生のお話と照らし合わせて考えてください。

私、いま言葉が出てきませんので、ひとことだけ。この5月に関西電力本社前で3日間断食をしました。2日間は福井県庁のロビーで行いました。その『断食声明』の末尾を読ませていただきます。この決意に沿う裁判の審理を得たかったのですけれども、無念の思いを皆さんとともにく

み取っていきたいですし、怒りを皆さんとともにして、いろいろなご意見を承りたいと思っています。

<断食声明の結び>15基もの原発集中化を余儀なくされ、憂慮し、苦闘してきた福井県下の17市町の住民のみなさん、これまでその電力を享受されてきた、あるいは若狭に連帯・支援を重ねてくださった関西の市民のみなさん、「第二のフクシマ」を繰り返させないために、再稼働反対の声をそれぞれの府県知事に届け、関西電力にブレーキをかけるよう求めてまいりましょう。最後に、積年の若狭の一仏教者としての想いもふまえて訴えます。「あとからくる者のために／山を川を海を／きれいにしておくのだ／あああとからくる...／あの可愛い者たちのために／未来を受け継ぐ者たちのために／みな夫々自分で出来る何かをしてゆくのだ」今年5月に、私も遅ればせながら初孫をさずかりました。爺馬鹿(じじばか)としても、その初孫とすべての子どもたちに、せめてもの贈りものをしたいのです。

◆島田弁護団長挨拶

今日、多数の皆さまが裁判の傍聴、支援に駆けつけてくださったことにお礼を申し上げます。そのご期待にもかかわらず、大変残念な方向に裁判が進んでしまったことについては、大変申し訳ない思いでいっぱいです。

どれだけ、地震の問題、地盤の問題、火山灰の問題で、原告側が関西電力・裁判所を追い詰めていたかは、傍聴を聞いてくださった皆さんには明らかだろうと思います。この裁判過程を通じて関西電力は崖っぷちに追いつめられた、前回以上に今回期日はそれが明らかになったと思います。

関西電力が「安全主張」の最大の拠り所にしてきた「自分たちは地盤をしっかりと調べたんだ。だ



から安全なんだ」と言う地盤調査が、専門家から見れば、まさに策（ごる）、本来であれば3次元の調査を行うべきところを2次元調査しかしていない、しかも浅い所しか調査していない。そして、調査した結果を歪めて解釈している。「この地層が平坦で均質で問題ない」と地質学専門家は誰も言わない。そのぐらい酷いレベルのごまかしをやって基準地震動を矮小化して安全審査を通したことが、明々白々になってしまったわけです。

それでも、分からないと言うだろうと思って、今日、私は「80m引く20mは0mになりますか」ということまで示して言ったのです。（編注：陳述内で関電書証間の矛盾を指摘。地盤が硬くなる深さが80mという図表（乙49号証内）と「20m掘り下げたから硬くなった」（準備書面(37)181頁）「では、60mはどこへ？」という指摘です）。

もはや裁判所は「安全性に関して何も審査するつもりはない」と宣言したようなものです。私が法廷の中でも言いました「福島や東北...の皆さんが大変な苦勞をしながら、『2度と原発事故だけは起こしてはならない』と言われる」、この意識をどれだけ裁判所が受けとめているのか、そのことを、心の底から怒りをもって問いかけたいし、「思いが通じなかったのか」という無念の思いでいっぱいです。この状況を変えるには何ができるのか、これから検討したいと思います。

◆笠原弁護士より期日報告

本日の期日における当事者の主張を説明します。原告側は第34準備書面から第42準備書面を提出しました。それぞれの内容について概説します。（編注：以下、やや箇条書きにします）

●第34準備書面「火山灰の危険性」

関西電力は、2007年に須藤氏1984年に津久井氏が公表した論文に依拠して、大山火山について大規模噴火な可能性が十分低いと評価しました。しかし、今年に入って、産総研活断層・火山研究

部門の総括研究主幹である山元孝広先生が、これらの論文について「修正を要する重大な問題が含まれている」と指摘されました。そこで我々は、山元氏の証人尋問を申請したわけです。さらに、今年7月19日の原子力規制委員会が第25回会議を開いて火山灰濃度に関する基準を100倍以上引き上げました。大飯原発は現状ではこの基準を満たしていません。また、関西電力の主張ではその後9月20日に「追加工事」をしたということですが、その工事が妥当であるか、客観的証拠は何もありません。規制委員会の審査も経っていません。これまでの、どの住民敗訴判決に照らして考えても、関西電力は安全性の証明をしていないということになります。

●第35準備書面と石井吉徳氏証人尋問

関西電力の大飯原発地盤調査について、石井先生に見ていただいたところ、一読して「特異な構造だらけ」とおっしゃいました。また関西電力の反射法地震探査というのは、現在主流である3次元（立体的）探査ではなく古典的な2次元（平面的）探査であり、「今日の知見に照らせば全く不合理」とおっしゃったんです。

●第36準備書面

今年の始めに高浜原発でクレーン事故が発生しましたが、これは、暴風の存在をあらかじめ予測するという電力事業者にとっては初歩中の初歩すら怠ったものです。これは、関西電力におよそ原発を運転するような技術的基礎がないことを示しています。



法廷での様子を語る原告・弁護団

●第37準備書面

原発という施設はミサイルの到来には全く無力です。かつ、現時点においては、防衛力整備（ミサイル防衛体制）によって安全を担保できるものはありません。そして、現に政府が破壊措置命令を常時発令しています。これらの点から具体的危険の存在は明らかと言えます。

●第38準備書面

一審判決は、多くの科学者が一致して認める科学的事実を元に、福島原発事故以降の法体系の推移等を踏まえて、極めて常識的な判断を行ったものですが、この判決によって立つ科学的知見は、既に、数十年も前から、科学者によって指摘されてきました。そこで、昭和61年12月末に亡くなられましたが、早期から原子力発電所の危険性を指摘してきた代表的科学者である水戸巖先生（ここにいらっしゃる水戸喜世子さんのパートナー）の著書である「原発は滅びゆく恐竜である」の要点を、一審判決の記載順に沿って説明しました。

●第39準備書面

処分の見通しのない使用済核燃料の危険性が我々市民にとって人格権侵害になることを、一般廃棄物に関する様々な裁判例はもとより、哲学、倫理学にも言及しつつ論じたものです。

●第40準備書面

原判決で取り上げられた論点（①人格権の憲法上の価値、②福島原発事故の深刻な被害、③これまでの裁判例を今日の社会状況について発展させた判断枠組みの必要性、④基準地震動、⑤地盤構造、⑥主給水ポンプと外部電源をSクラスにしておく必要性）や、その他の重要論点（①本件原発の不要性、②避難の困難性、③通常運転時においてすら健康被害が発生し得ること）についてまとめ、最後に、海保元裁判官の現在における反省の言葉を引用して、禍根を残さない裁判の必要性を述べました。

●第41準備書面

火山灰の危険性に関する第34準備書面を補充

しました。（関電準備書面（38）への反論です）

●第42準備書面

今年3月に出された大阪高裁決定は規制委員会の審査に一切を任せたもので、これは伊方最高裁判決にすら反しています。およそ他の裁判所が依拠しうるものではないということを論じました。

一方、関西電力は準備書面（38）、（39）、（40）を提出しました。それぞれ内容について言います。準備書面（38）が一審原告の第34準備書面「火山灰の危険性」に対する反論です。準備書面（39）が各論点を包括的にまとめたものです。準備書面（40）が一審原告の第36準備書面「クレーン事故」や第37準備書面「ミサイル」に対する反論です。ただし、クレーン事故の事実関係について具体的に反論していません。ただ「規制委員会から技術力等を認めてもらった」というだけです。しかし、これだけのトラブルを起こしているにもかかわらず技術力があると認定されること、それ自体、審査が不合理なものと言えます。

準備書面を敷衍する意見陳述は次の5つです。水戸喜世子さん：第38準備書面、「原発は滅びゆく恐竜である」に関連。私（笠原弁護士）：第34準備書面、第35準備書面に関連して山元先生、石井先生を証人尋問する必要性。甫守弁護士：基準地震動の過小評価。山本雅彦さん：地盤に関するデータ提出の必要性。島田弁護団長：前日期日における証拠申請却下の不当性、証人尋問の必要性。

これに対して、裁判所は1件の証拠採用もすることなく、審理終結を宣言しました。これは極めて不当ですが、予測の範囲内でした。予測していなかったのが、判決の期日を指定することなく「追って指定」としたことです。

私が推測するに、内藤裁判長の任期が、一般的なローテーションに沿えば、概ね来年3月までです。おそらくですが、この控訴審で私たちが出した書面や証拠の分量からして3月までに判決が書けない可能性が高いと考えたのではないかと思います。

れます。そうであれば、後任の裁判官が心おきなく判決を書けるように証人採用を設定すべきではなかったかと、あらためて思います。

▼鹿島弁護士

忌避と判決言い渡しの関係について、海渡弁護士から説明をお願いします。

▼海渡弁護士

1時間半ぐらい、「証人採用すべきだ」ということを準備書面の説明とかで、こちらが一生懸命に述べたわけです。最後の段階で島田さん（弁護団長）が「ここで再考してほしい」と言ったら、裁判長は「時間をとって再考する」と言ったんです。その後に原告の皆さん6人が次々に立ちあがって「ちゃんと再考してください」と言う場面もあって、「もしかしたら1人ぐらい証人採用をするかな」という期待がゼロではなかったです。

裁判長は10分間の休廷後に、「2人の証人については却下」と言った段階で、ぼくが立ちあがって「2人の証人を却下するというのは不当であって、裁判の公正を妨げる事情がある」と言って3名の裁判官の名前を言って忌避を言いました。そのあと6分間ぐらい忌避の理由を述べたんです。

この2人の証人は特別な方です。石井吉徳さんは物理探査の専門家です。それから、山元孝広さんは産総研の活断層・火山研究部門の総括研究主幹です。原発反対の立場ということではなく、独立した立場で関電が提出した資料を見て「何だこれは。おかしい」ということを言ってくださって



忌避を申し立てた海渡弁護士

る方です。どうして、そういう重要証人2人を聞くということができないのか。そんな時間がかかるわけじゃないです。1人2時間で聞いたとしても、まる1日あれば十分終わるはずですよ。

この間に出ている判決・決定の中で、この裁判に関連することがあります。大津地裁の高浜3.4仮処分を覆した大阪高裁の決定の中では、明らかに誤った判断を高裁はしている。「関西電力によれば、震源断層の長さや幅や傾斜角などが詳細に調査されている」と決定にあり、その部分に大きな事実の誤りがあるんですよと指摘しました。

伊方原発に関する広島決定は、島崎さんが言っていることに関して否定しきれていないんです。「こういう意見もあってそれはそうかもしれないけれども、本当の意味での真実を明らかにするには沢山の証人調べが必要で、それは保全処分（仮処分）ではできない、限界があるから、本案訴訟で十分に時間をとってやってください。」そういう決定が出ているんです。こういうことも紹介して、「事実審の最後である高等裁判所できちっと時間をかけて審理すべきだったのではないか」と申し上げました。

（編注：実際の忌避理由では、伊方広島仮処分のお話はなくて、福岡での火山灰問題行政訴訟のお話でしたが、記者会見で発言なさったとおりに掲載しました）

忌避の理由の最後に、もんじゅ訴訟の話をしました。2003年1月27日、原発訴訟最初の勝訴判決がこの名古屋高裁金沢支部で出ています。私が代理人で原告は中畠さんらでした。川崎和夫裁判長が書いた判決は、その後に最高裁によって取り消されましたが、もんじゅは全く再稼働ができないまま廃炉になったわけです。「この十数年を振り返って見た時に、どちらの司法判断が正しかったか、はっきりしているはずだ。そういう観点で言えば、いまこういう形の審理不十分のまま裁判を打ち切って、歴史の批判に耐えうる判決が書けるのか」ということを申し上げました。

裁判長の目を見ながら話していたのですが、ぼくの見るところ、裁判長はうつむき加減でしたけれども、左陪席の主任裁判官は、ぼくのほうを見て「うんうん」うなずいていましたね。なんとなく「その通りです」という顔して聞いていたと... (会場：笑)。合議で「証人採用をしたほうが良い」と2対1で意見を言ったのかもしれない。どうか、分かりません。

いずれにしても、そういうふう意見を言ったところで、裁判長はその場で一応合議するそぶりだけをして、「忌避の申し立てについては、前回の繰り返しだ」と言いました。前回の繰り返しじゃないんです。ぜんぜん別の論点で、前回忌避の理由にした証人と別の証人で、本件の論点との関連でさらに重要な証人を却下したわけだから、明らかに忌避の理由が違うと思います。しかし、「忌避の蒸し返しだ」ということを言って、簡易却下しました。簡易却下というのは「簡単に却下する」という意味ですけども、甫守さんに調べてもらったら、簡易却下については即時抗告はできないということなので、このまま判決日が指定されて、裁判の判決を迎えることになるようです。非常に不当だと思います。

残されている手段としては、弁論の再開の申し立てということがあります。今後、いくつかの重要な証拠なり重要な判決・決定例が出た時に、「新たな事情が付け加わったから、もう一度裁判をやり直しだ」というような申し立てをすることはできます。それを裁判所が入れるかどうかで、またひと悶着があるわけです。ぼくらとしては、最後の最後まであきらめないで、やれることはすべてやっていこうと思っています。

忌避の申し立てと簡易却下、判決までに我々がやれることについては以上のとおりです。

▼ 甫守弁護士

「簡易却下」というのは何なのか。実は民事訴訟法に「簡易却下」というのはちゃんと規定され

ていないのです。一方の当事者が裁判の引き延ばしを凶って忌避権を濫用した場合、「権利の濫用」という一般法原則に従って、刑事訴訟にある制度なわけです。それを民事訴訟に援用するようなかたちで行われているということです。まあ、規定が無いので、それに対して不服申し立てができるのかできないのかも、何も規定されていないのです。まあ実務上、訴訟の引き延ばしを避けるためのものだから、仮に不服申し立てをしたとしても、裁判の手続きは停止しないことになっています。ただ、今日、海渡弁護士は忌避の要件について冷静に「裁判の公正を妨げる事情がある」ということを説明しているので、本来は簡易却下できないのでは、と思うわけです。裁判長は、「簡易却下しよう」という使命を帯びて来たのでしょから、あんなったのかなと思います。

▼ 鹿島弁護士

判決言い渡しについて、笠原弁護士からの説明は独自の見解がのぞいたかなと思うんですが、そういった辺りは、また、質疑でいいですね。

では、法廷で意見陳述いただいた原告の中で、時間の関係上お一人、水戸喜世子さん、今日の期日の感想等をいただきます。

▼ 水戸喜世子さん

私にとって本当にうれしい機会をいただきまして、水戸巖が悔しい思いをしてきた東海原発裁判の思いをここで晴らすことができると思って参りました。ところが終わってみて、私たちにとって福島事故というのは一体何であったのだろう。また、3.11以前に逆戻りしてしまった裁判のあり方です。3.11以前と全く同じ中身で、「福島事故が無かったのかしら」と一瞬思ってしまうような、そんな裁判長の今日の態度でした。

東海の裁判というのは、その時の最前線の科学者が総力をあげて闘った裁判なんです。その時に、「日本の原発ってというのは原発の体（てい

をなしていないのだ」ということを本当にこまごまと挙げて論証していった、「自分たちは原発を持つ時代ではない。まだ原水爆時代であって、私たちは原子力時代を迎えていないんだ」ということを実証していったのです。原発というのは、まだ原爆の技術であって、瞬間的に爆発するには「素晴らしい技術」ですけれども、とろとろと燃やす炉の中でも核反応では数千度の温度に上がる、それに耐えるような材質の物を私たちはまだ手にしてないことをみんなで訴えたわけです。

ところが、その裁判も、今日の裁判とまったく一緒でした。まだ、その時は一応全部しゃべらせた。今日の裁判官はしゃべらせなくて、審議を尽くしませんでした。ただ「あの裁判長は審議を尽くさない裁判長であった」という汚名だけを残したらいいんだと思います。

彼は、関電なり政府なり原子力村の結論を実現する人になり下がってしまっている、それだけの裁判長ではないのか、ただ、本当に悔しいのは、それが福島を踏まえていない、今までの裁判を踏まえていないことです。

たぶん、水戸がいたら悔しかったのは、東海でちゃんとした審議が尽くされていたら、次の福島は絶対に警戒心をもって地震前の対応をした。裁判の結果によって、「福島はこんなに危険なんだ」とみんなが気づくわけです。東海の裁判がいかに大切であったか、次の裁判に全部関わってくる。今、再稼働がいっぱい出ています。私は、これは大飯だけの裁判じゃなくて、他の裁判に対して警告を与える裁判にならなきゃいけない裁判だと思います。世界中が見ている裁判。その中で、ああいう審議を尽くさない恥ずかしい裁判をするということに対して、本当に失望しました。

当時の水戸は、六ヶ所村の漁師さんだとか、福島の漁師さんだとかが、事故を起きたら真っ先にその人たちが被害を受ける、その被害だけは食い止めたいという思いでした。

当時の支える会の方が今日持ってきて下さいま

した。これは松葉を薫製にしたものです。毎年、定期的に何十年、今も続いています。放射能漏れ、事故を起こさなくても放射能を漏らしているんです。それを半導体ゲルマニウムの精密な機械で測って、学生をつれて、ガードマンに脅かされ、時には逃げながら、ずっと採り続けて記録を残しています。

これは福島の排水溝の海底の砂です。こういう物を取って、実物でもって警戒心を高めておかなければと…。これは河野益近さんの研究室にあふれるくらいたくさん残っています。

こういうことは、何のためにやってきたのかという事故は絶対に起こしてはいけないからやってきたことです。「科学者というものはいくら何を言おうと、どんなことをやろうと事故を起こしてしまったら科学者の役割はもうない、科学者の責任放棄だ」と、水戸も思っていましたし、私もそう思います。これだけやって事故を起こしてしまった。そうしたら次の事故を防ぐほかない。

この本の中に出てはいますが、日本の原発が起こしてきた事故を細かく分析すると危険をいっばいはらんでいるということ、彼はずっと警告してきたんです。特に、それはスリーマイルとチェルノブイリの後です。「スリーマイルはもう遠くはない」ということを最後に書いています。それくらい日本の原発はぼろぼろでした。30年前にぼろぼろだったのは、「原子力の平和利用」には向かない技術だからなんです。それが今30年40年も経っています。どんなにぼろぼろか。

みんなが津波と地震に目を奪われていますけれど、原発そのものが明日事故が起きてもおかしくないぼろぼろのモノであるということを再認識しなくてはならないと思います。ですから、今、私たちが気付かなければいけない



「前向きにとらえたい」と水戸喜世子さん

い。そういう意味で、このどうしようもない裁判長の結論というものは、ある意味、私たちに警戒心をもう一回持たせてくれたと思うんです。私はもう、前向きにとらえたいと思います。

◆メディアとの Q&A

Q：高裁の判決というのはどのような意義があるのですか。関電が再稼働をしようとする中で、どのような判決を期待なさいますか。

A（島田弁護士）：伊方原発の最高裁判決では、電力会社側が「安全基準に合理性があること」と「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないこと」をきちんと証明しなければならぬという判断基準を立てています。その後の原発訴訟では概ねその判断に則していますし、伊方判決は行政訴訟のものですが、民事訴訟についても、電力会社の側でそういうことを立証すべきだという基準を立てて判断をすべきだという経過をたどっています。

私どもは、「それでも事故は起きたのだから、より厳格な判断基準を採用すべきだ」とも主張していますが、最低限、伊方最高裁判決の枠組みによるべきで、今回の大飯原発の訴訟について、関電が、基準の合理性や過程に過誤、欠落がないという立証をできていないことが、審理を進めれば進めるほどわかってくる、だからこそ審理を打ち切らざるを得ない状況です。そういう中で、全く立証ができていませんので、本来の判断枠組みで言えば、これは負けるはずがないと思っています。そういう判決を期待しているということですが、住民側を勝たせるつもりが少しでもあるのであれば、もっと調べようと言う方向で裁判所が動くはずで、裁判所の意向としては住民敗訴という判決を書くつもりであろうと推測されます。

福島原発事故があれほど酷い被害をもたらして、裁判所がそれを防ぐ役割を果たせなかった、その反省からフクシマの後は出発したのではなかったのかという、司法のスタンス、国民の人権

を守るという根幹が問われる事態にあると思います。もし、この判決の中で、また（編注：大阪高裁決定のように）、「データが無いから」ということで住民側を負かせる判断が行われるとすれば、本当に司法の役割放棄を宣言するに等しい判決になるだろうと思っています。

A（海渡弁護士）：ちょっと横から口を挟みます。ぼくは3.11の前も後も原子力の訴訟をたくさん担当しているのですが、今日のこの裁判所ってというのは、最悪なんですよ。どういうことかと言うと、たしかに3.11後3つ勝っている判決・決定があつて、負けてる決定もあるんだけど、「もらってみるまで分からない」という決定がほとんどなんです。ぼくが「勝つかな」と思ってもらいに行つて、勝利決定の声明も準備して負けたというケースも結構あるんです。

そういう決定の場合は、確かに結論は負けですが、よくよく読んでみると、僕らがいろいろ主張していたことの痕跡も残っています。分かりやすい例では、福岡高裁宮崎支部の川内原発仮処分決定は、「かなり前に火山の爆発が分かるんだ」という火山ガイド自体が不合理だとはっきり認定している。「火山灰の濃度に明らかな過小評価がある」ことも認めています。だけでも結論は負けている、そして、負かした結論の法的な理論はむちゃくちゃなんです。だけど、勝つか負けるか分からない緊張の中でもらった決定なんです。

この間、決定が出ている伊方原発の広島や松山だって勝ってもおかしくない。どうしてそう思うかということ、裁判所との間である程度の対話があって、いろいろ質問を受けて、それにぼくも答えているし、電力会社側も質問をされて、それに答えられていない、そういう経緯が有つて決定の日を迎えているから、どっちが勝つか分からない状態、そういう決定への審理の場合には忌避なんか起きていないわけです。

このケースの場合は、あの裁判官が原発について何か関電側に尋ねたということが全くない。そ

して、完全に関電になめられているなど思うのは、資料を全然出さなくても、「これはおかしい」とか言わないわけです。たしかに、島崎さんの証人採用だけはしたけれども、それは「これぐらいやれば、何とか格好がつくかな」と思ったのかもしれない。高裁になってやったことって、それだけです。真面目に島崎さんの尋問を聞いたのだったら、当然、今日、ぼくらが申請している石井さんも聞きたくなるはずなんです。そうしない限りまともな判断に辿り着けないということは分かっているはずなのに、そうしない。だから、島田さんのさっきの発言はそのとおりですね。論理的に言えば我々が勝って当然な立証状況になっていると、ぼくも思います。けれども、今の裁判所の審理のやり方からすると、勝てる展望がない。だから、今日、忌避したわけです。

これを覆す手段が無いわけじゃないと思うので、まだ判決まで一定程度の時間があるでしょうから、その間に、結審後であっても、必要な書面を出したり証拠を出したりすることができるし、「もういちど裁判を開け」とか、そういうことを言って変えさせることをするしかないなあと…。裁判官3人全員が駄目とは限らないので、裁判長は駄目な感じがしますけれども（会場：笑）。そういう努力を傾けます。

島田さんが答え難いのを一生懸命に答えていたでいて、ぼくは何の異論も無いんですけれども、ちょっと先輩として言わせていただきました。

Q：判決の日程はどういうふうなことで把握できるのでしょうか。

A（海渡弁護士）：それは、裁判所が「判決をいつに言い渡します」と言ってくると思います。正常な形で終わっていると「何週間前には言いますから」とか合意できるものなんですけど、けんか別れみたいになっているから、これから「判決期日はどれくらい前に知らせて欲しい」というような交渉をするかどうかですが、その辺は弁護団長に答えてもらいます。

A（島田弁護士）：まあ、交渉するかどうかはともかくとして、いずれ事務連絡の形などで連絡があり次第、速やかに報告します。

Q：弁論再開の申立てのお話がありましたが、そのタイミングは判決期日が指定される前ですか、後でもいいのですか。現時点で、その申立ての内容はどういったものが考えられますか。

A（島田弁護士）：弁論再開の申し立ては、安全性に影響を及ぼす何らかの事情が起きた場合に行うことになるかと思えます。例えば、他の原発訴訟でこんな判断が示されたとか、あるいはこういう事故が起きたとかですが、いまの段階でどうというのは言えません。新しい事情が出てきた時に、今までの方や新しい専門家の意見も添えて弁論再開の申し立てをするということになっています。時期としては、判決期日が指定された後では現実的ではないので、前になるかと思えます。

Q：多くの論点の中で、裁判所は判決を書くにあたり、どこを重視していると推測なさいますか。

A（島田弁護士）：論点がどうというよりも、大津地裁の高浜3,4号機仮処分をひっくり返した大阪高裁決定がおそらくモデルになってくるだろうと思われれます。あの決定のスタイルは、電力会社側は「安全審査を通過してますよ」ということを立証すればよい、それは誰でもできますね。

審査書を出せば、基本的にはそれに従って「どういう手続きで審査が行われて、どういう確認がなされて」ということ（最終準備書面などの安全審査の過程、基準地震動の設定過程の調査）をだらだらと関西電力の主張のままに認定して、それで「基準適合性の立証は尽くされた」とします。こんどは「住民側が全面的に具体的危険性を立証しなければいけない」「疑念が確実だということ」を住民側が主張立証しない限りはもうOKですよ、「動かして良いですよ」と住民側の請求を棄却、そういうふうな判決をおそらく書こうとしているのだらうと思われれます。

そういう意味で、論点は多岐にわたるのです

が、判決を書くのは、もしかしたら簡単かもしれない。「住民の言っていることは十分証明されていない」「電力会社が言っていることは不合理ではない」というふうに、簡単に切って終わるといふスタイルじゃないかなと予測しています。

Q：判決はいつごろ出るのでしょうか。

A（島田弁護士）：今の時点で予測は難しいと思います。先ほど笠原弁護士からも説明がありましたように、おそらく、最初は3月までに書くつもりで11月に結審期日を指定したのだと思います。それが何らかの事情であまりうまく行きそうにない予測のもとに、「追って指定」という話になっているはずなので、3月中に判決が出る可能性はそんなに高くないのかな、3月が終わって4月になってしまうという可能性もあるんじゃないかと思っています。

A（鹿島弁護士）：今の「3月を越えるんじゃないか」に特に異論はないですか。（弁護団から追加の発言がなく）ちょっと分からないですね、正直。では、ここで記者会見を終了させていただきます。続いて報告集会お願いいたします。

▼奥出さん（事務局）：バスは5時半に来ますのであまり時間ありませんが、まず福岡からの樫島先生をお願いします。

▼樫島弁護士：今日、「原発なくそう九州玄海訴訟」弁護団から私と若い2人の3人で参加しました。私たちは現在、佐賀地裁で2012年1月に提訴して今度11月末に第25次の提訴をしますが、今の原告数が10,250名を超えています。私たちは、被告を九州電力だけではなく、国を相手に裁判をしています。「国策民営」と言いますが、やっぱり国が原発をどんどん建設・稼働させてきたのです。そういう意味で、私たちは、佐賀で勝てば全国の原発がすべて止まるような判決をもらいたいということで裁判を闘っています。福島第一原発事故の後、過去の原告敗訴判決がすべてリセットされるべきです。この大飯控訴審の判決が

どう出るか、私たちはとても関心があります。

今日、「電力が足りているのに何で原発を再稼働するのか」ということに、原告の方が「それは利潤の追求のためだ」とおっしゃいました。まさに、そのとおり。九州電力は川内原発1,2号機を再稼働したことによって2016年3月期末の決算が、前年度736億円の赤字から800億円の黒字になっているということです。これには原油の値段などが少し下がった分もあるようですが、原発を再稼働すると莫大な利潤が電力会社にもたらされる、そのために再稼働しているのです。私たち、原発付近の住民とか国民が、「人類の将来はどげんなるか」という道を歩むような状況に立たされるわけです。判決日はいつになるか分かりませんが、また、来たいと思います。

私は中国残留孤児の裁判もやっていました。この裁判は全国15の地裁で闘われて、1つだけ勝って7つ負けたんです。ところが、原告の人たちを救済する法律を国が作ったんです。この時は原告が100万人の署名を集めています。世論と運動が高まると、1つだけの勝訴判決でも、政権が世論を気にするのであれば、変わるということに、私たちは確信を持って闘っていく必要があります。

大飯裁判は、本裁判が全国で一番先を進んでいます。これからも学ばせてもらいながら連帯をしながら頑張っていきたいと思います。

▼南さん（事務局）：これから後は、原告と支援の皆さんの報告会ということで、続けさせていただきます。質問、ご意見の挙手をお願いします。

▼Sさん（大阪府）：いま言われた「利潤追求が原発を動かす理由である」は違うと思います。大飯1,2号機が廃炉の予定だというのは、「原発は本当にコストが高い」と電力会社が自白したようなものです。原発を動かす理由とは、何でも（政策の）システムはなかなか止めることができないことと、原発の下請企業の目の前の利益だと、ぼくは考えます。どうでしょうか。

▼海渡弁護士：原発というのは、造ってから放

放射性廃棄物の処分まで考えたら、コストは高いというのはおっしゃるとおりだと思います。現にもう造ってある原発が在って、それがほとんどコストをかけないで動かすことができる、もう燃料も買ってある、そうだとすると動かすことによって会社は利益を得ることになるということだから、おっしゃっていることは相互に矛盾していないと思うのです。短期的に、今もう燃料が買ってあって原発がそこに在って、それを再稼働させたら莫大な利益になるのは事実なんです。だけど原発を新たに造るとか元からかけていった経費までを考えると、それ以外の発電と比べてときにコストが高くなるというのも、皆さんがおっしゃっています。そういう意味ではそれも正しい。どちらも正しいとぼくは思います。

▼山本雅彦さん：再処理すれば当然にお金もかかるわけで、今の政府は原発に大きなコストがかかっても原発を動かし続けるという方針を持っている。原発の処理費 40 兆円と言われるようなコストを本当に誰が負担するのは大問題であり、それを国民的議論にしていく必要があります。

▼Sさん（福井市）：9月に福井県議会としては再稼働を容認する決議を賛成多数で上げました。先日、福井県の専門委員会も「工学的安全性は確保されている」と報告書を出しました。11月末から県議会が始まるのですが、それまでに、経済産業大臣が福井に来て要請をする、西川知事は県議会の開会日前後には再稼働を了承するというこ

を表明するという情報があります。今日の結審を受けて、西川知事が了承すれば関電が時期を入れるということになるんでしょう。やっぱり、そういうことは許さないという運動を諦めずに続けて行かなきゃならないです。高浜に続いて大飯再稼働となれば、10数kmの距離しかないところで、4基動かすことになりますから、「福島原発事故の教訓はどうなるのだ」ということを追及して頑張っていきたいと思います。

▼Kさん（兵庫県）：原発問題だけの裁判では負ける場合がある、世論としては原水爆廃止運動と一体となって原発反対をやらなあかん時期に改めて来たんじゃないかと言いたいです。今、政府が北朝鮮を利用して核武装を言いだしました。なぜ、コストも高いし、水戸喜世子さんが言われたように原発技術が未だ無いのに、原発をやり続けるのか、ひとえに核武装が本音ではないですか。この本音を突いて運動をやろうという意見です。

▼中寫哲演さん：まず、今日の期日までに、たいへんな努力をいろいろしていただいています。裁判の会、原告団、弁護団、そして県外の皆さんからご支援いただいて今日を迎えています。そのことをお礼いたします。ありがとうございます。

今のご意見、個人的意見かもしれないけど、私は普遍的だと思っています。いま日本で、「平和憲法だけは変えさせてはいけない」というのが、潜在的な世論として多数じゃないかと思えます。それと「原発の再稼働だけは、これはだめだ」というのが福島の事故以後、今日にいたるまで、各種世論調査でただの一度も再稼働賛成が反対を上回ったことはないのです。だから、『福島』が7年経って風化してきていると私は痛感しているんですけども、にもかかわらず、いま言いました2つの潜在的な世論というのは、健全な国民の世論として、私は有ると思っています。それをどう引き出して、「平和=9条を護っていこう」という大多数の世論と「原発、これやっぱり再稼働だけは絶対許してはいかん」という潜在的な世論



約 160 人が参加した報告集会

をどっちも結びつけながら、広大な国民的な世論と運動を巻き起こしていくことが大事なあとと思っています。今、おっしゃっていただいたご意見に、私は同感します。

▼南さん（事務局）：大変に申し訳ないですが、本日はバスの時間がありまして、ここで締めさせていただきます。

▼嶋田事務局長（事務局）：署名を今日まで続けまして760筆ぐらい追加されて全体で3478筆になりました。皆さんありがとうございました。水戸さんが先ほどおっしゃいましたように、ここで気を取り直して前向きで行こうということで、シュプレヒコールをやりたいと思います。よろしく、お願いしまーす。（以下略）

法廷外からの報告（文責：事務局 OK）

期日当日、傍聴できなかった方々は、裁判所前で、声を挙げました。

「司法はその良心に向きあえ！」

「司法の役割は重い！」

「原発より人の命が大事！」

「高裁金沢支部は裁判を打ち切るな！」

その後弁護士会館で木田節子さんから、福島の実話を話してもらいました。木田さんの娘さんを含め、近辺で起こっている福島の妊娠した女性の中絶等の話は厳しい福島の実話を教えてくれました。決して表には現れない、マスコミからも伝わらないこのような状況は、原発事故が起きたら私たちの身にも起こり得ることです。

一方、「奇形や病気の子を産む可能性があるなら中絶してもいい」という多くの人の奥底に潜む『自分だけは健康な子をもちたい、健康でなかったら可愛そう』という気持ちが差別をはらんでいることも語っていただきました。

木田さんは「高浜原発だったか・・ニュースで、地元のお母さんが「うちの子は関電で働いているから、再稼働してよかった」という声は、私

がもし福島事故がなかった最初に福井で事故があったとしたら、私はあのお母さんの言葉を自分が言っている」と話されたことが印象に残りました。だから「原発反対！」と叫んでもなかなか心に響かない。もっと心に届かせられる言葉はないのだろうかという問いも投げかけられました。木田さんを訪ねて何度も福島に行かれた兵庫の方は「現地に行ってびっくりした。フレコンバックの山、5段積み7段積みさえある風景。兵庫の地震は大変だったけど1週間程度で復興に向けて進めた。しかし原発事故はこれとは全く違う。原発に反対するみなさんはぜひとも福島に足を運んで感じてください」と話されました。

原発事故で人々を今も苦しめている放射能の影響。避難、賠償等の厳しい課題。どれも何ひとつ終わりが見えないのに、今、司法は福島の実状から目をそむけていることの怒りを共有できた時間でした。

これまでの経過

- ▼ 7月5日：第12回口頭弁論期日。裁判所がすべての証人尋問等を却下。原告代理人が忌避の申立て。
- ▼ 7月10日：原告代理人が忌避理由書の提出。
- ▼ 7月13日：忌避却下される。
- ▼ 7月20日：原告代理人が最高裁へ特別抗告。
- ▼ 8月7日：裁判所包囲行動についての記者会見
- ▼ 8月20日：第1回裁判所包囲行動
- ▼ 9月15日：金沢支部より、11月20日の期日において審理終結予定の事務連絡。
- ▼ 9月20日：第2回裁判所包囲行動
- ▼ 9月26日：終結連絡への抗議声明。裁判所へ審理継続の上申書提出。
- ▼ 10月2日：裁判官忌避の特別抗告棄却（最高裁第一小法廷）
- ▼ 10月3日：特別抗告棄却に対する抗議声明。
- ▼ 10月20日：第3回裁判所包囲行動。署名提出。

